

余裕期間設定工事試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、建設資材の調達や労働力の確保に資する余裕期間を設定する工事を、名古屋市上下水道局が所管する工事において試行するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実工期 工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片づけ期間を含んだもの
- (2) 余裕期間 契約締結日から実工期の始期の前日までの期間で、受注者が工事の施工体制を整備するための期間
- (3) 工事開始日 実工期の始期の日
- (4) 全体工期 余裕期間と実工期を合わせたもの

(対象工事)

第3条 余裕期間設定工事の対象は、次の各号をすべて満たす工事とする。

- (1) 上下水道局所管の工事であること。
- (2) 余裕期間を設定した場合に、供用開始等に影響を及ぼさない工事であること。
- (3) 余裕期間を設定した場合に、発注に係る年度内（債務負担行為等が設定済みの場合は、債務負担行為に係る期間内）に工期を確保できる工事であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号、第8号及び第9号に基づく契約による工事でないこと。

(工期の設定)

第4条 余裕期間は、3か月を超えない範囲で設定することができる。

- 2 発注者は、あらかじめ工事開始日を指定することにより、余裕期間を設定する。この場合において、契約日と工事開始日は同一年度に属するものとする。

- 3 発注者は、全体工期、余裕期間、実工期及び工事開始日を別紙1「余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書」に記載するものとする。この場合において、工期の設定の方法については、終期を具体的な日付で指定するものとし、期間を日数で設定しないものとする。
- 4 余裕期間の設定に係る積算上の割り増しは行わない。
- 5 受注者は、余裕期間内に測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、施工場所におけるすべての工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資器材の準備については、受注者の責により行うことができる。
- 6 契約書等に記載する工期は、全体工期とする。
- 7 契約締結後、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、受注者は発注者と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事を着手することができる。ただし、当初工事で設定した工期末日が属する年度は変更しないものとする。
- 8 現場状況等によりやむを得ず工期を変更する必要がある場合は、受注者は発注者と協議の上、工期の変更に係る契約を締結しなければならない。
- 9 工事開始日以降に契約を締結することとなった場合には、余裕期間は適用しない。

(技術者等の取扱い)

- 第5条 余裕期間内については、現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置を要しないものとする。
- 2 受注者は、工事实績情報システム(CORINS)へ登録申請を工事開始日後、土曜日、日曜日、祝日等(名古屋市の休日を定める条例(平成3年7月17日条例第36号)第2条に規定する休日をいう)を除いて10日以内に行うこととし、現場代理人、主任技術者及び監理技術者の従事期間については、実工期とする。

(余裕期間内の工事用地等の管理)

- 第6条 余裕期間内における工事用地等(名古屋市上下水道局工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第15条第1項に基づくものをいう。)の管理は、発注者の責において行う。また道路占用、河川占用、公園占用、道路使用など管理者の許可を伴うものの用地管理については受注者の責は負わないこととする。

(特記仕様書および特約条項)

第7条 余裕期間を設定する工事の設計書には、別紙1「余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書」を添付しなければならない。

2 余裕期間を設定する工事の契約書には、別紙2「余裕期間を設定する工事に関する特約条項」を添付しなければならない。

3 前2項の規定により別紙1及び別紙2を添付するにあたっては、必要な日付を記入するほかは、文字の追加、削除及び変更を行ってはならない。

(工事関係書類等の手続き)

第8条 受注者は、契約約款第3条第1項の規定に基づき、契約締結後14日以内に、全体工期を記載した工事工程表を提出しなければならない。

2 受注者は、契約約款第3条第1項の規定にかかわらず、工事開始日から14日以内に工事着手届を提出しなければならない。

3 受注者は、工事開始日後速やかに、その他工事関係書類を提出しなければならない。

4 受注者は、発注者があらかじめ設計図書において前払金を支払うと定めている場合において、前払金の支払いを発注者に請求しようとするときは、契約約款第34条第1項ただし書の規定にかかわらず、発注者の承認を得た場合を除き、工事開始日から20日以内にしなければならない。

5 法定外労働災害保険の保険期間の開始日は工事開始日とし、受注者は、工事着手届と同時に契約書の写し又は保険会社の加入証明書を提出しなければならない。

6 契約約款第52条の規定に基づく火災保険等の保険期間の開始日は工事開始日とする。

7 建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書は、工事開始日より1か月以内に提出しなければならない。ただし、期限内に係る発注者用掛金収納書を提出できない事情がある場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出し、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書

本工事は、名古屋市上下水道局工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）、設計図書によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

（対象工事）

第1条 本工事は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

（定義）

第2条 この特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は以下のとおりとする。

- （1）「実工期」とは、工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含んだものをいう。
- （2）「余裕期間」とは、契約締結日から実工期の始期の前日までの期間をいう。
- （3）「工事開始日」とは、実工期の始期の日をいう。
- （4）「全体工期」とは、余裕期間と実工期を合わせたものをいう。

（工期の設定）

第3条 本工事の工期は以下のとおりとする。

全体工期：契約締結の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

余裕期間：契約締結の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

実工期：令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

（工事開始日：令和〇〇年〇〇月〇〇日）

- 2 受注者は、余裕期間内に測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、受注者の責により行うことができる。
- 3 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、受注者は発注者と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事着手することができる。この場合において、当初工事で設定した工期末日が属する年度は、変更しないものとする。
- 4 現場状況等によりやむを得ず工期を変更する必要がある場合は、第1項及び第3項にかかわらず工期を変更することができる。

(技術者等の配置)

第4条 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない。

(前払金)

第5条 受注者は、発注者があらかじめ設計図書において前払金を支払うと定めている場合において、前払金の支払いを発注者に請求しようとするときは、契約約款第34条第1項ただし書の規定にかかわらず、発注者の承認を得た場合を除き、工事開始日から20日以内にしなければならない。

2 受注者は、前項の規定により前払金を請求するときは、前払金請求書の備考欄に「余裕期間設定工事（工事開始日 令和〇〇年〇〇月〇〇日）」と記載すること。

(工程表及び工事の着手)

第6条 受注者は、契約約款第3条第1項の規定に基づき、契約締結後14日以内に、全体工期を記載した工事工程表を提出しなければならない。

2 受注者は、契約約款第3条第1項の規定にかかわらず、工事開始日から14日以内に工事着手届を提出しなければならない。

(工事实績情報の登録)

第7条 受注者は、工事实績情報システム(CORINS)への登録申請を工事開始日後、土曜日、日曜日、祝日等(名古屋市の休日定める条例(平成3年7月17日条例第36号)第2条に規定する休日をいう。)を除き、10日以内に行わなければならない。

2 現場代理人、主任技術者及び監理技術者の従事期間については、実工期とする。

(法定外労働災害保険)

第8条 法定外労働災害保険の保険期間の開始日は工事開始日とし、受注者は、工事着手届提出時に契約書の写し又は保険会社の加入証明書を提出しなければならない。

(火災保険等の保険期間)

第9条 契約約款第52条の規定に基づく火災保険等の保険期間の開始日は工事開始日とする。

(建設業退職金共済制度)

第10条 建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書は、工事開始日より1か月以内に提出しなければならない。ただし、期限内に係る発注者用掛金収納書を提出できない事情がある場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出し、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

(経費の負担)

第 1 1 条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(適用の除外)

第 1 2 条 工事開始日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

(その他)

第 1 3 条 この特記仕様書に定めのない事項については、「余裕期間設定工事試行要綱」に定められているほか、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

余裕期間を設定する工事に関する特約条項

(工事着手届に係る特則)

第1条 受注者の工事着手届の提出については、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第3条第1項の規定にかかわらず、工事開始日から14日以内に行うものとする。

(前払金の支払いに係る特則)

第2条 受注者は、発注者があらかじめ設計図書において前払金を支払うことを定めている場合において、前払金の支払いを発注者に請求しようとするときは、名古屋市上下水道局工事請負契約約款第34条第1項ただし書の規定にかかわらず、発注者の承認を得た場合を除き、工事開始日から20日以内に請求しなければならない。